

ニセコ町の河川環境の保全に関する条例 新旧対照表

現行 ニセコ町の河川環境の保全に関する条例	改正案	意見、その他
<p>(前文) (略)</p> <p>第1条～第16条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(水文化の振興)</p> <p>第17条 町は、河川及び水に関わる歴史的又は文化的価値を将来にわたって適切に保存し、継承し、及び文化創造のために活用するよう努めるものとする。</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第18条 町長は、この条例の目的達成のため、町民、事業者及び河川を利用する者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p>	<p>(前文) (略)</p> <p>第1条～第16条 (略)</p> <p><u>(生物多様性の保全)</u></p> <p><u>第17条 町は、河川における生物の豊かな多様性を支えるための繁殖環境の保全、啓発活動の推進その他必要な施策に努めるものとする。この場合において、日本最大の淡水魚であるイトウをはじめとする希少な生物に対する保護について特に配慮するものとする。</u></p> <p>(水文化の振興)</p> <p><u>第18条</u> 町は、河川及び水に関わる歴史的又は文化的価値を将来にわたって適切に保存し、継承し、及び文化創造のために活用するよう努めるものとする。</p> <p>(指導及び助言)</p> <p><u>第19条</u> 町長は、この条例の目的達成のため、町民、事業者及び河川を利用する者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第20条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p>	<p>生物多様性の保全に関する条文の追加</p>